

令和7年度

# 学校対応マニュアル



南三陸町立入谷小学校

## 【目 次】

1	傷害事故の発生	1
2	プール事故の発生	3
3	校内暴力の発生	4
4	いじめの発生	5
5	不登校の発生	6
6	伝染病・食中毒の発生	7
7	校舎火災の発生	8
8	不審者の乱入	10
9	不審者の出現	11
10	大地震の発生	12
11	弾道ミサイル等の情報受信(Jアラート)	15
12	教職員の事故発生	16
13	事故への対応について	18
14	被害者及び保護者への対応について	19
15	加害者及び保護者への対応について	20
16	「いじめ」への対応について	21
17	「不登校」への対応について	22
18	来校した保護者への対応について	23
19	報道機関への対応について	24
20	学校に留め置いた場合の対応について	25

# 傷害事故の発生

## 《授業中》



実施可能な応急手当て

保健室・職員室に通報

救急車の要請

救急車に同乗

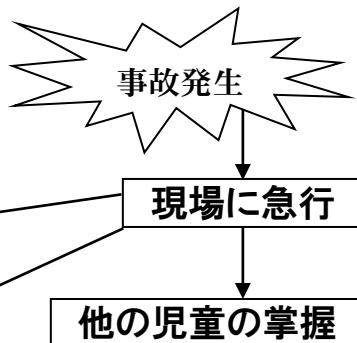
付き添い・看護

学校への連絡

保護者への連絡

保護者への引渡し

## 《休み時間等》



※ 救急車の要請の決定と指示  
(校長 (教頭))

- ① 教育委員会(46-2604)へ連絡
- ② 保護者へ連絡
- ③ 保護者等からの照会に対する対応

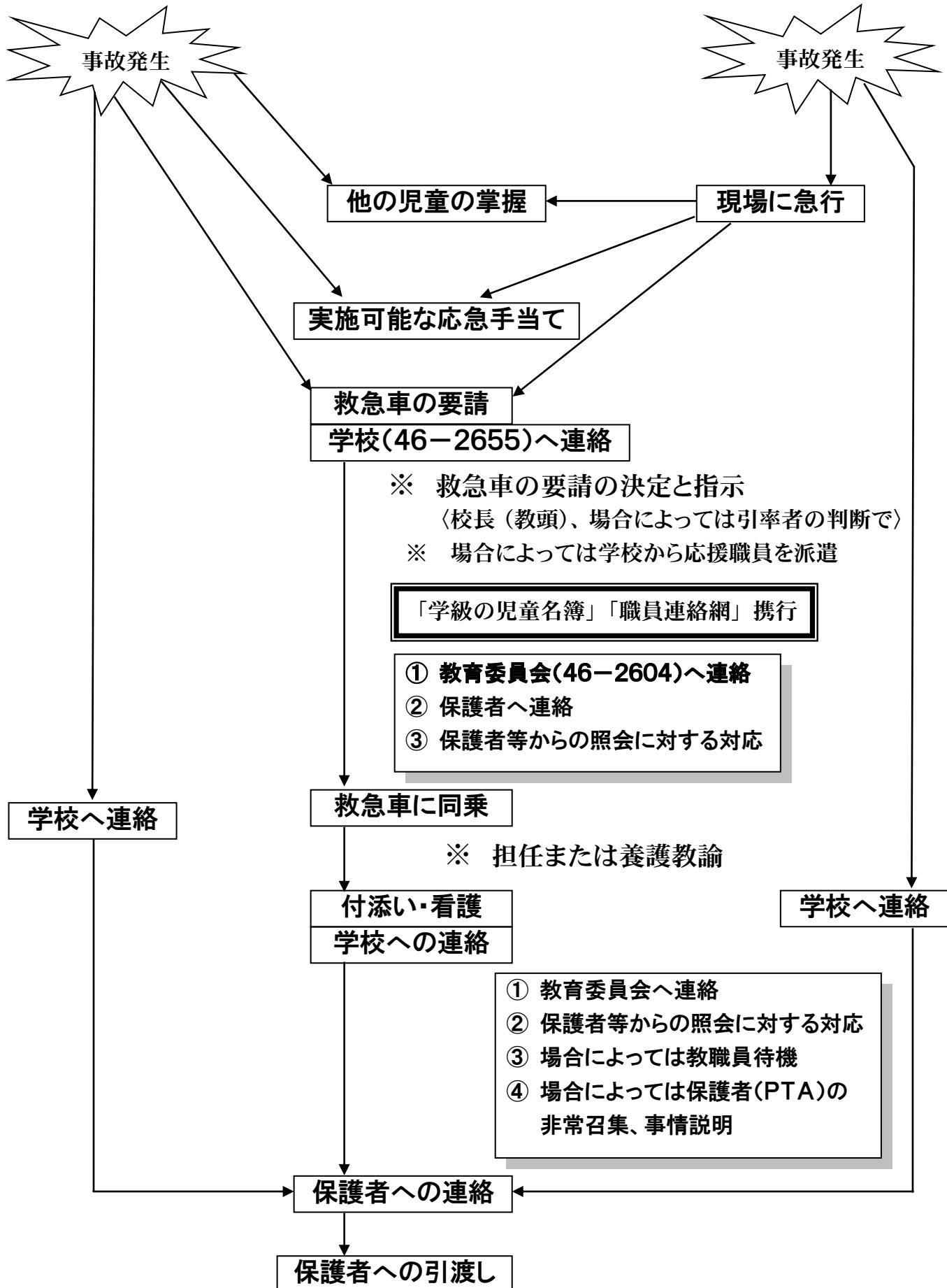
※ 担任または養護教諭

- ① 教育委員会(46-2604)へ連絡
- ② 保護者等からの照会に対する対応
- ③ 場合によっては教職員待機
- ④ 場合によっては保護者(PTA)の非常召集、事情説明

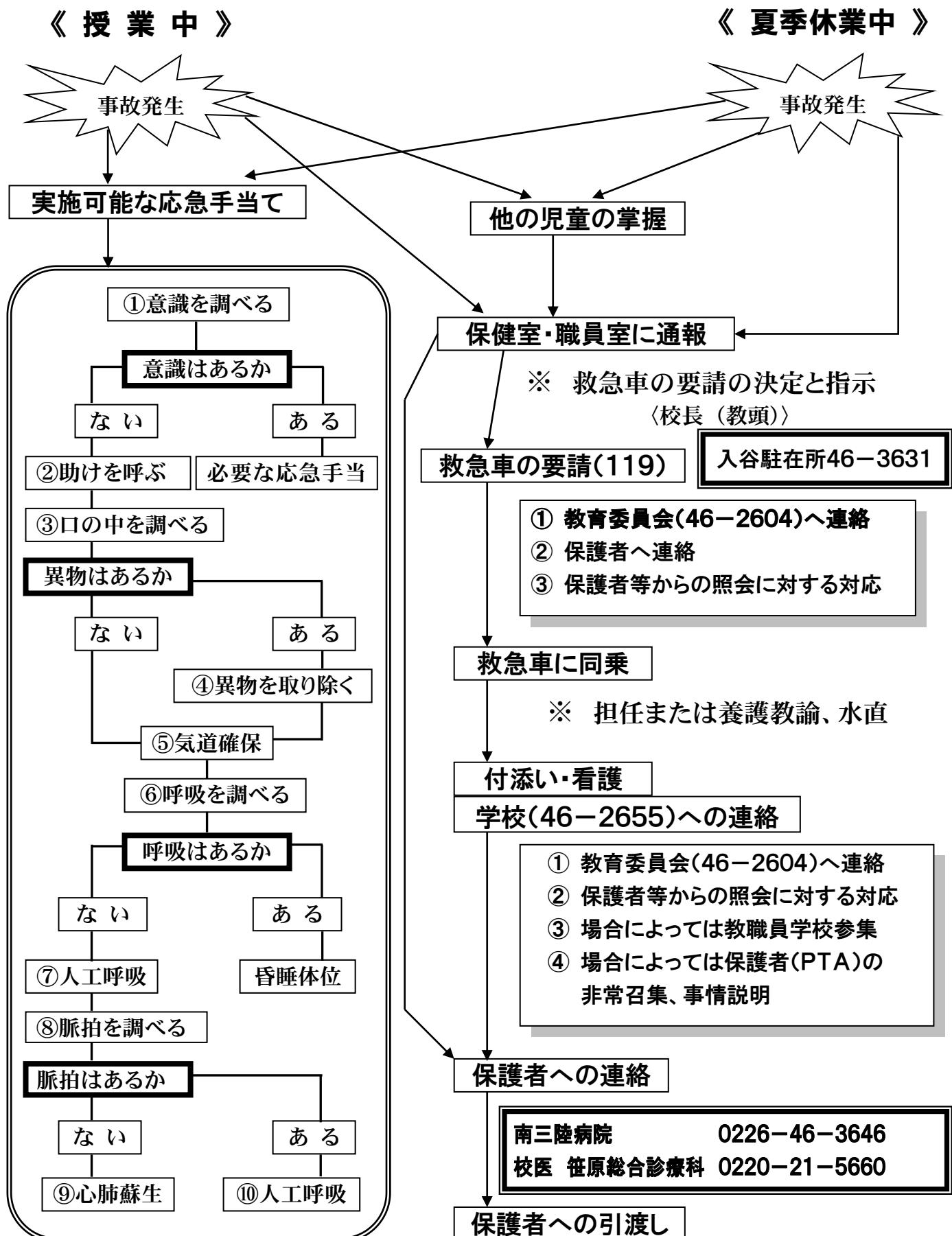
「児童名簿」「PTA役員名簿」  
を常時携行すること

## 《 校外学習中 》

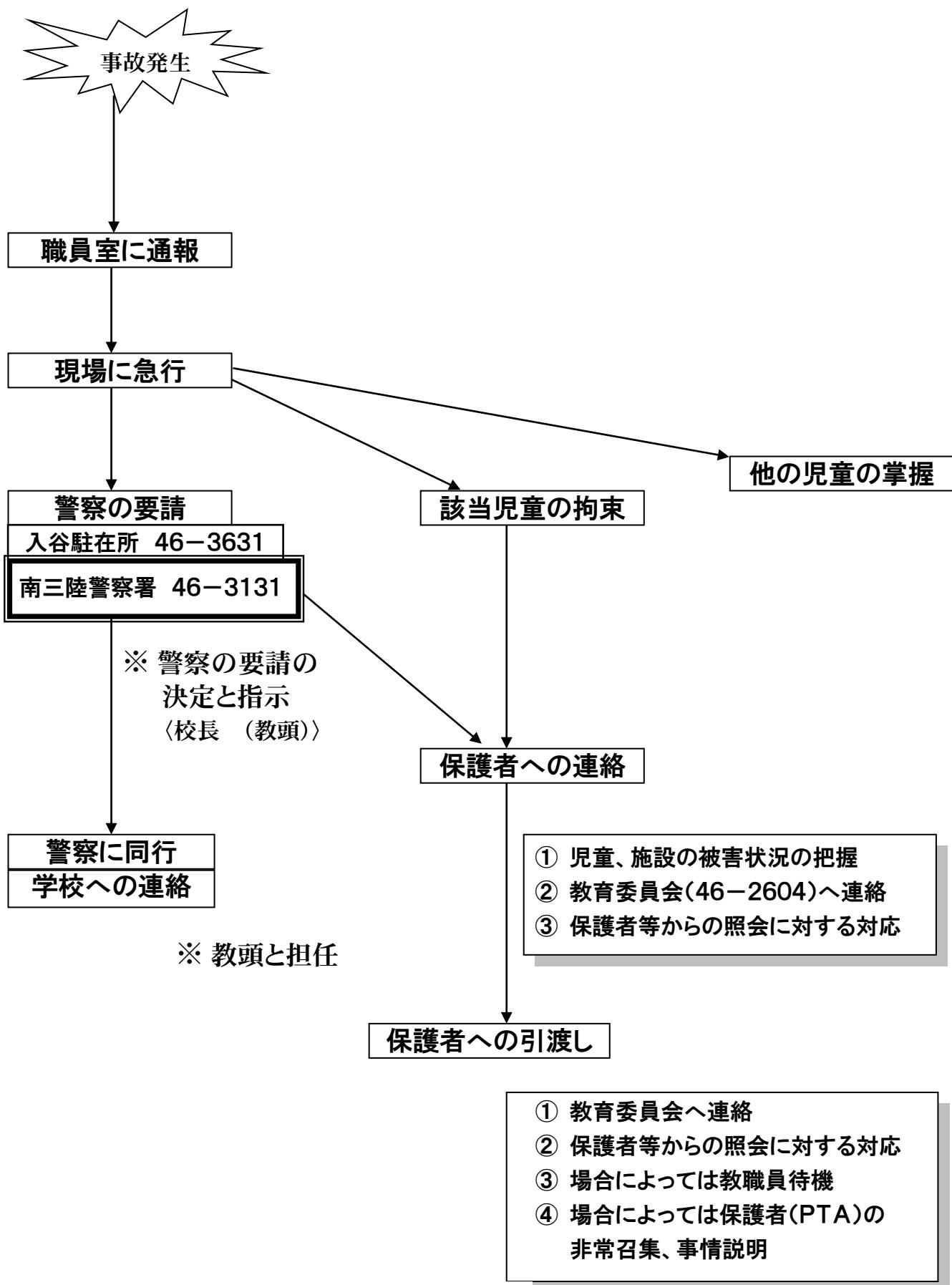
## 《 登下校時（含、交通事故）》



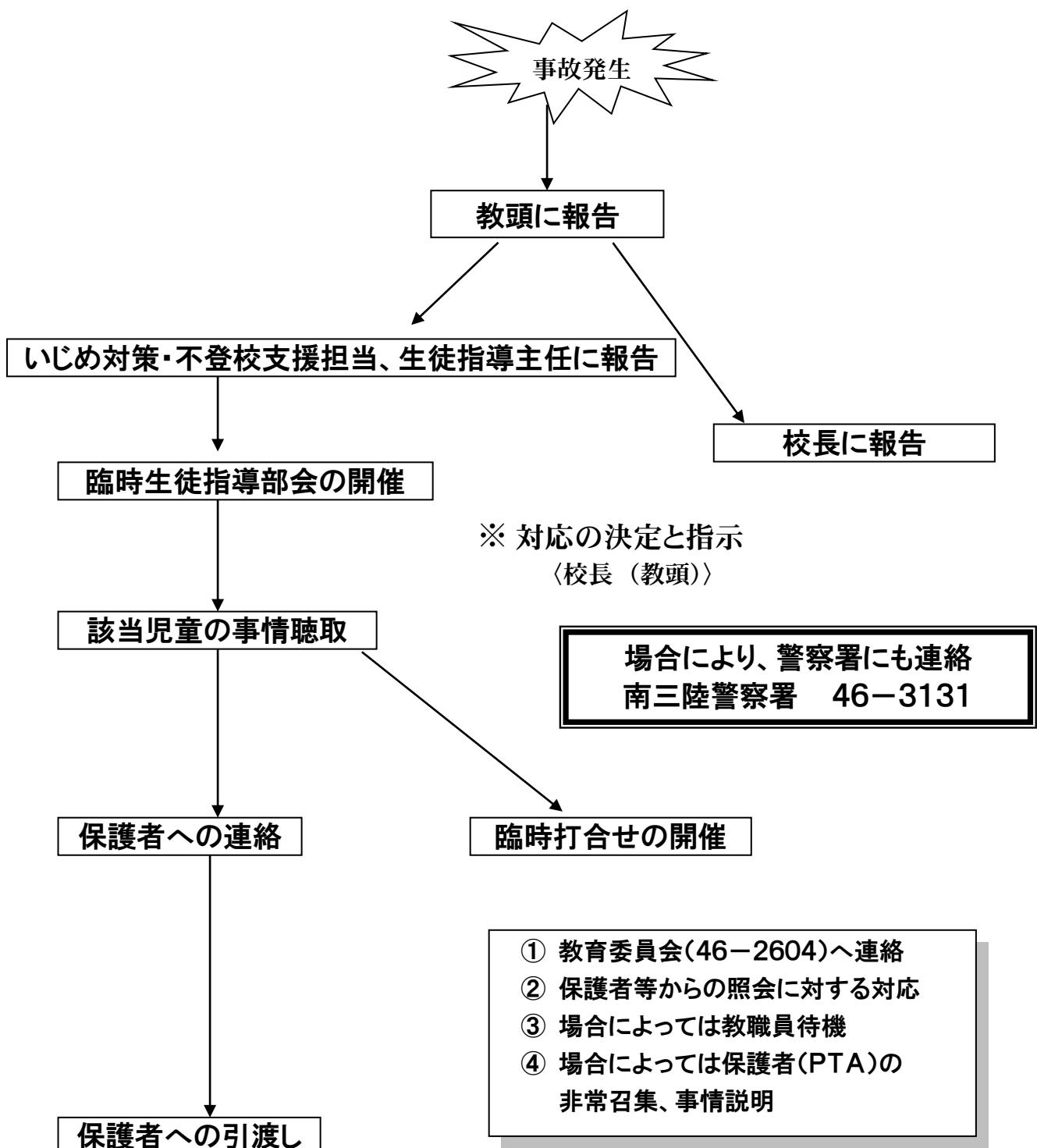
# マ - ル 事 故 の 発 生



# 校内暴力の発生

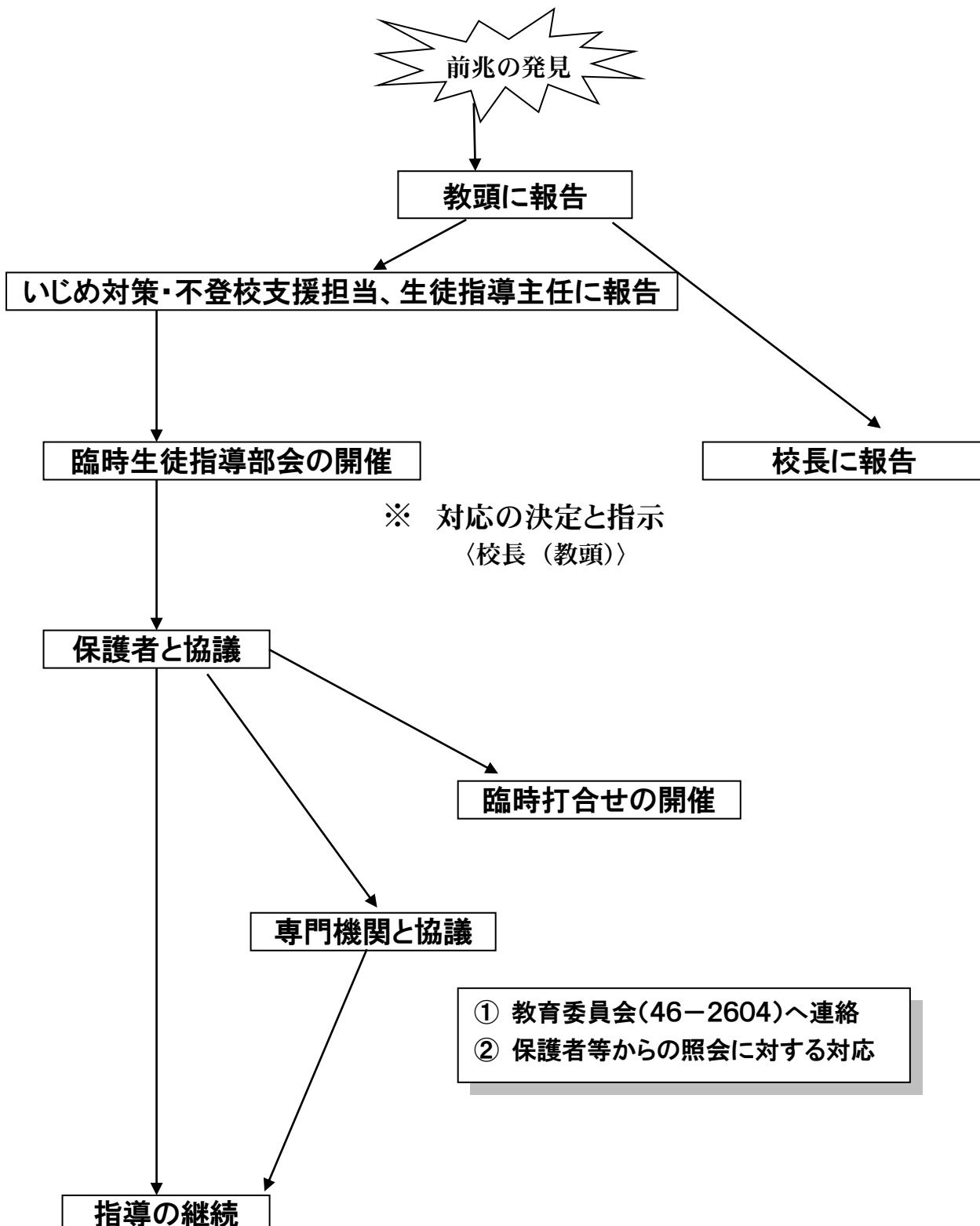


# いじめの発生



宮城県総合教育センター相談支援班 同 特別支援教育班 気仙沼教育事務所	022-784-3562 022-784-3561 24-2573
---	---

# 不登校の発生



宮城県総合教育センター相談支援班	022-784-3562
同 特別支援教育班	022-784-3561
気仙沼教育事務所	24-2573

# 伝染病・食中毒の発生

## 《授業日》



- ① 児童の被害状況の把握
- ② 教育委員会(46-2604)へ連絡  
場合により 気仙沼保健所(22-6661)へ連絡
- ③ 保護者等からの照会に対する対応

※ 対応の決定と指示  
(校長 (教頭))

### 保護者への連絡

- ① 児童の回復状況の把握
- ② 教育委員会(46-2604)へ連絡
- ③ 全職員の検便と校舎内外の消毒
- ④ 保護者(PTA)への事情説明  
PTA会長への連絡
- ⑤ 保護者等からの照会に対する対応

### 家庭訪問等

## 《休業日》



※ 学校メール

### 教職員学校集合

### 保護者への連絡

### 児童下校

### 授業再開について教育委員会と協議

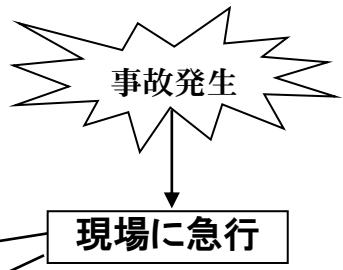
### 保護者への連絡

# 校舎火災の発生

## 《授業中》



## 《休み時間等》



## 《休業日》



火災発生

※ 学校メール

教職員非常召集

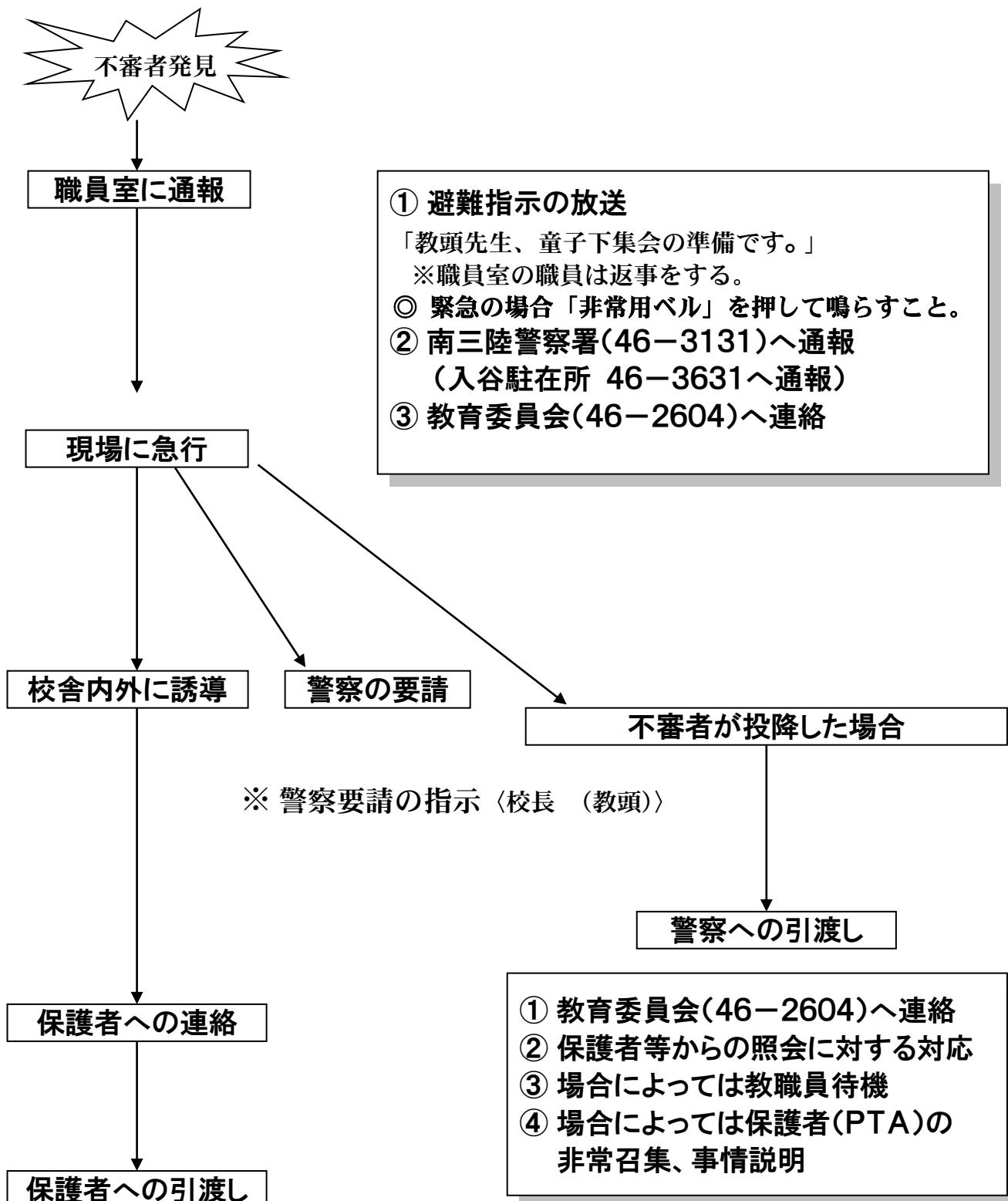
- ① 校舎施設の被害状況の把握
- ② 教育委員会(46-2604)へ連絡
- ③ PTAとの連絡
- ④ 保護者等からの照会に対する対応

授業再開について教育委員会と協議

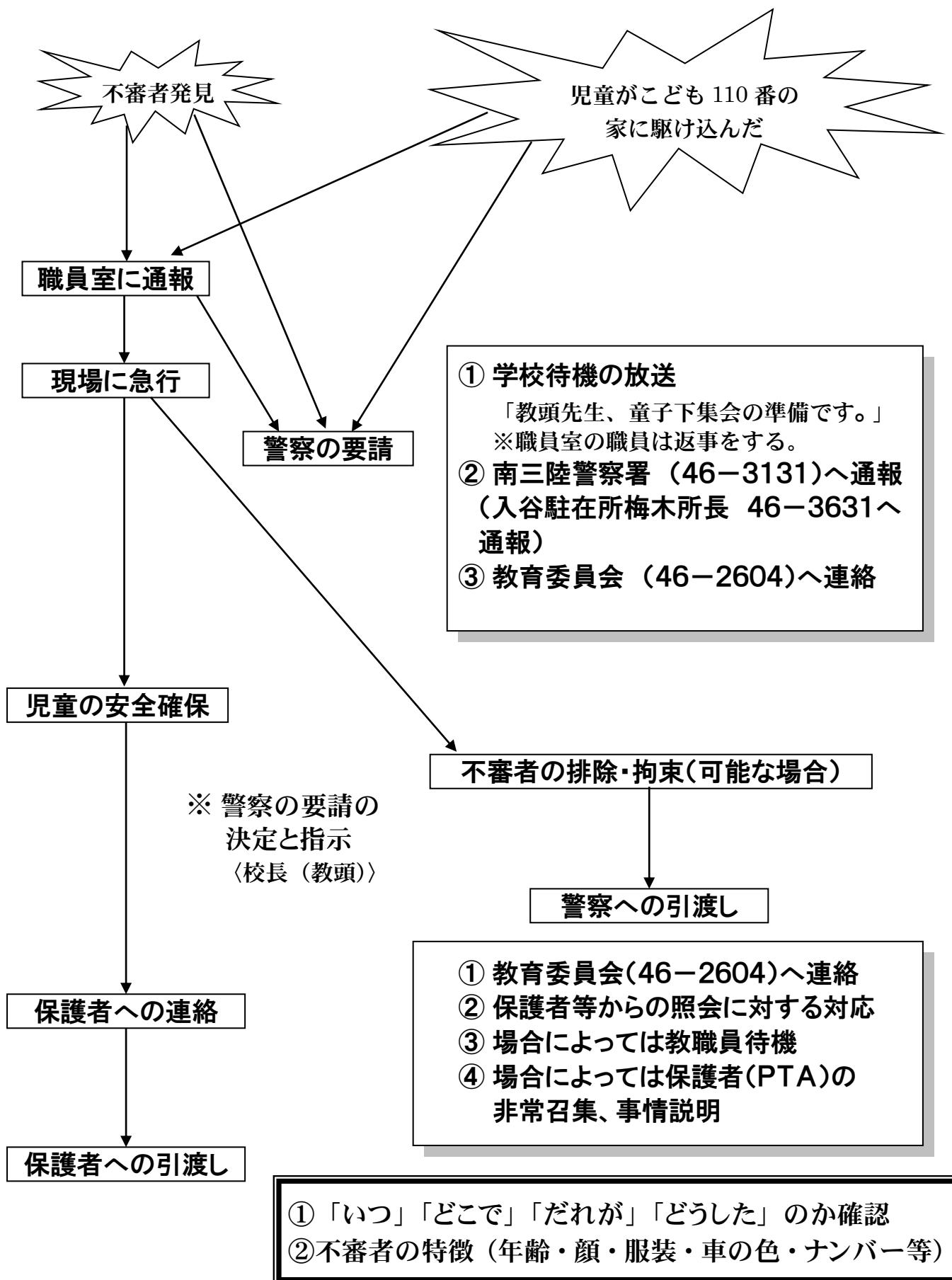
保護者への連絡

## 不審者の乱入

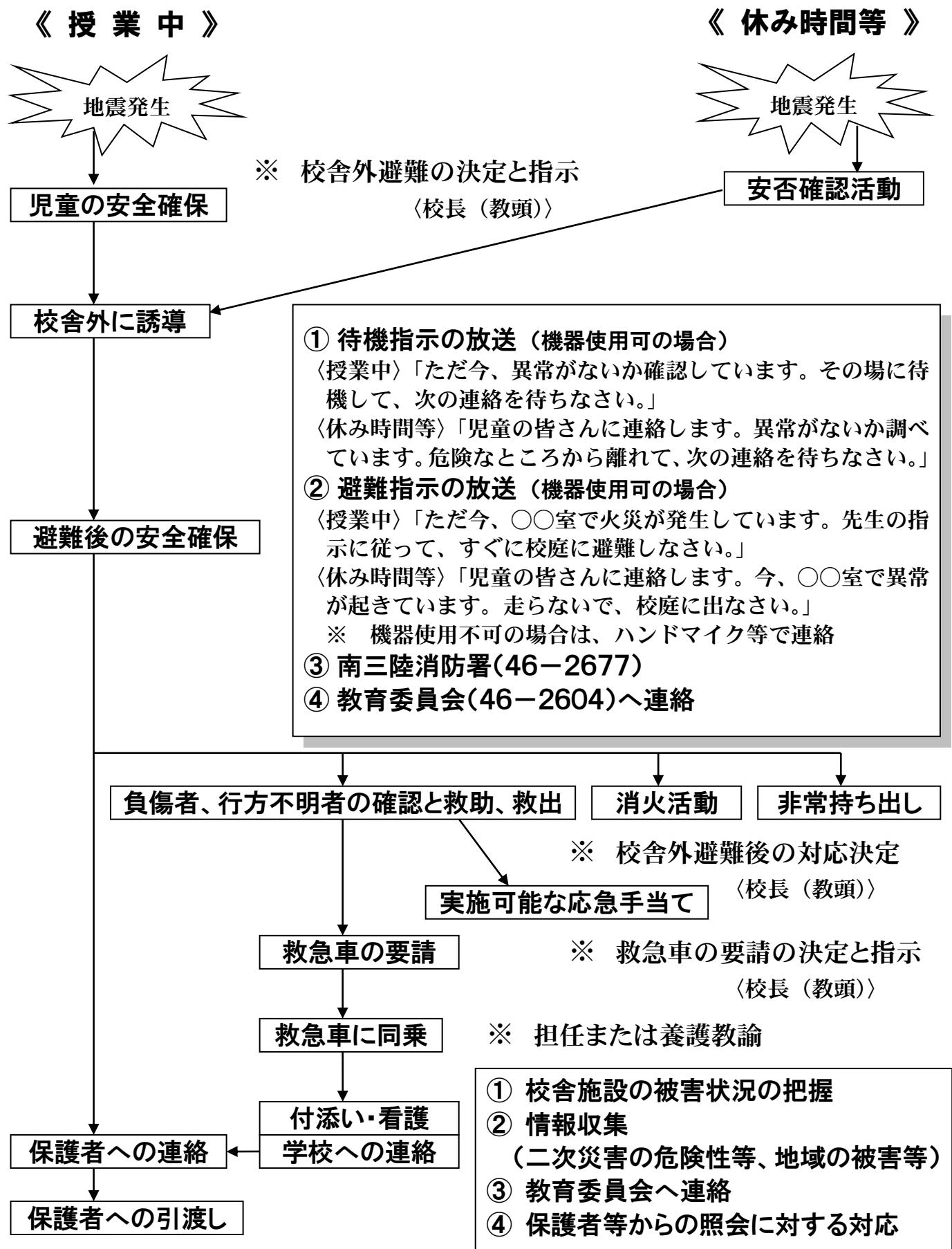
※「3段階のチェック体制」については、「①校門」の施錠ができないため、「②校門から校舎の入り口まで」に設置してある6箇所の防犯カメラを、職員室にいる職員が確認する。また、「③校舎への入り口」については、1階の出入り口等を全て施錠し、来校者は外から職員室に声を掛けるよう、昇降口に表示する。



# 不審者の出現



# 大 地 震 の 発 生



## 《 校外学習中 》



児童の安全確保

近くの安全な場所に避難

避難後の安全確保

学校への連絡

負傷者、行方不明者の確認と救助、救出

救急車の要請

学校へ連絡

救急車に同乗

付添い・看護

学校への連絡

保護者への連絡

保護者への引渡し

## 《 登下校時 》



帰宅確認

校内巡回

通学路巡回

児童の保護

学校へ連絡

実施可能な応急手当て

※ 避難後の対応決定

〈校長（教頭）、場合によっては引率者の判断で〉

〈場合によっては学校から応援職員を派遣〉

※ 救急車の要請の決定と指示

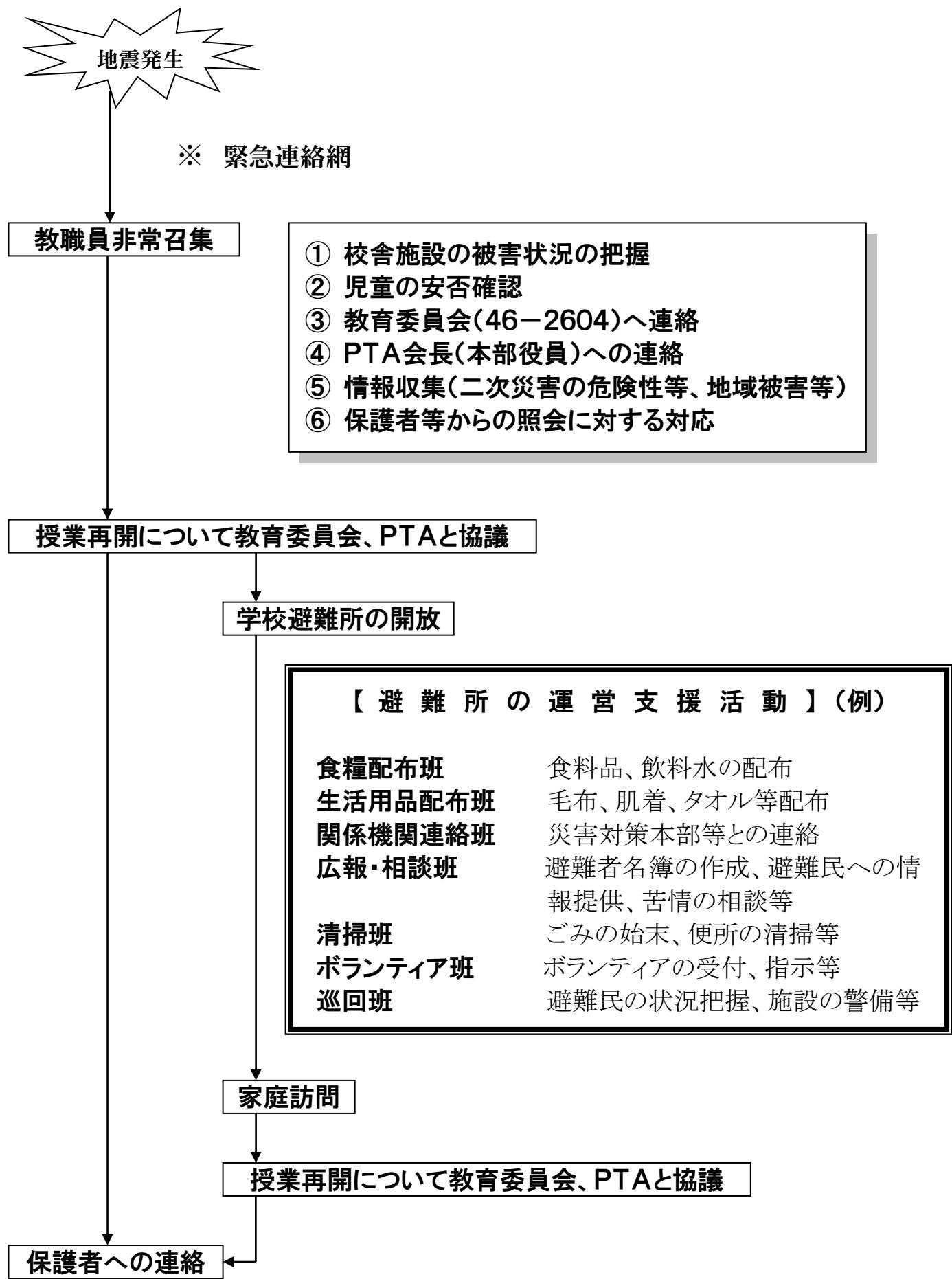
〈校長（教頭）、場合によっては引率者の判断で〉

学校 46-2655

※ 担任または養護教諭

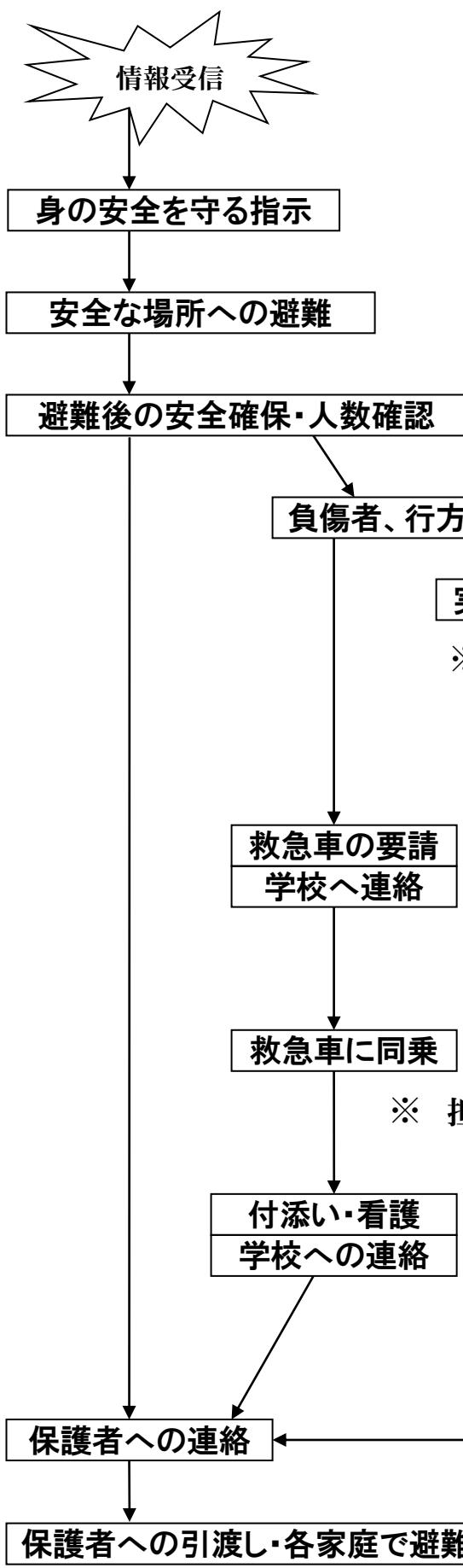
- ①情報収集(二次災害の危険性等、現場周辺の被害等)
- ②教育委員会(46-2604)へ連絡
- ③保護者等からの照会に対する対応
- ④関係機関等への救助要請

## 《休業日》

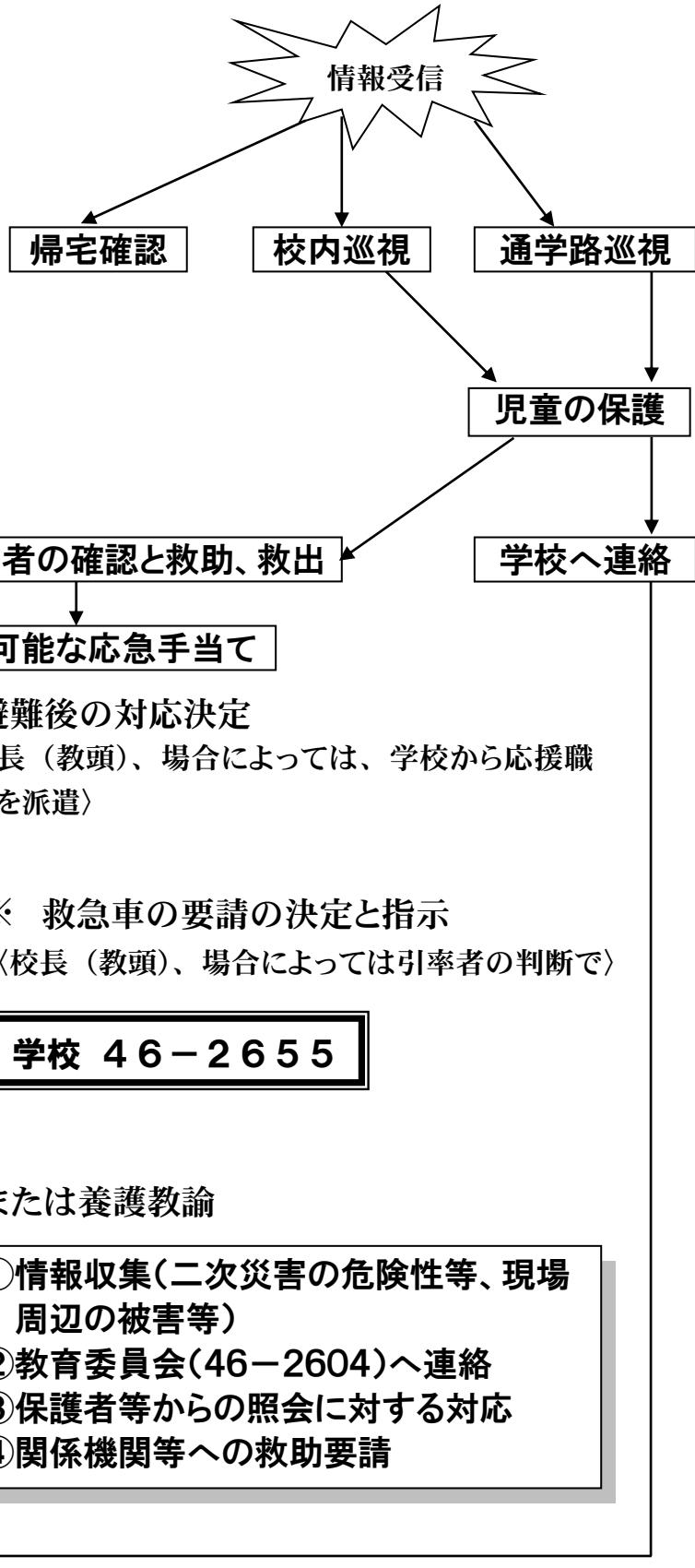


# 弾道ミサイル等の情報受信(J アラート)

## 《 授業中 》

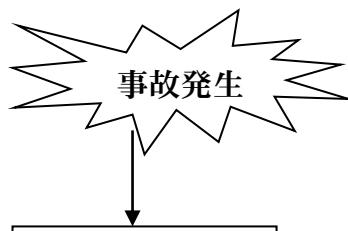


## 《 登下校時 》



# 教職員事故の発生

## 《加害者の場合》



負傷者の救助  
警察署への通報  
救急車の要請

学校に連絡

事故処理に協力

学校に連絡

被害者への謝罪・見舞い

南三陸警察署 46-3131

学校 46-2655

- ※ 時間外は、校長（教頭）へ連絡
- ※ 可能な場合、教頭または職員を派遣
- ※ 授業日なら、教務主任は補欠計画の立案

- ① 教育委員会(46-2604)へ連絡
- ② 教頭は、現場および発生状況を確認（可能なら、当事者と警察から）
- ③ 保護者等からの照会に対する対応

## 《被害者の場合》



(可能な場合)

他の負傷者の救助  
警察署への通報  
救急車の要請

学校に連絡

事故処理に協力

学校に連絡

- ※ 代替教員の有無の判断（校長）

## 《校長の事故》

- ① 教頭は教育委員会へ連絡、指示を受ける
- ② 指示によっては、教頭は現場及び発生状況を確認
- ③ 職員に状況の説明
- ④ 保護者等からの照会に対する対応

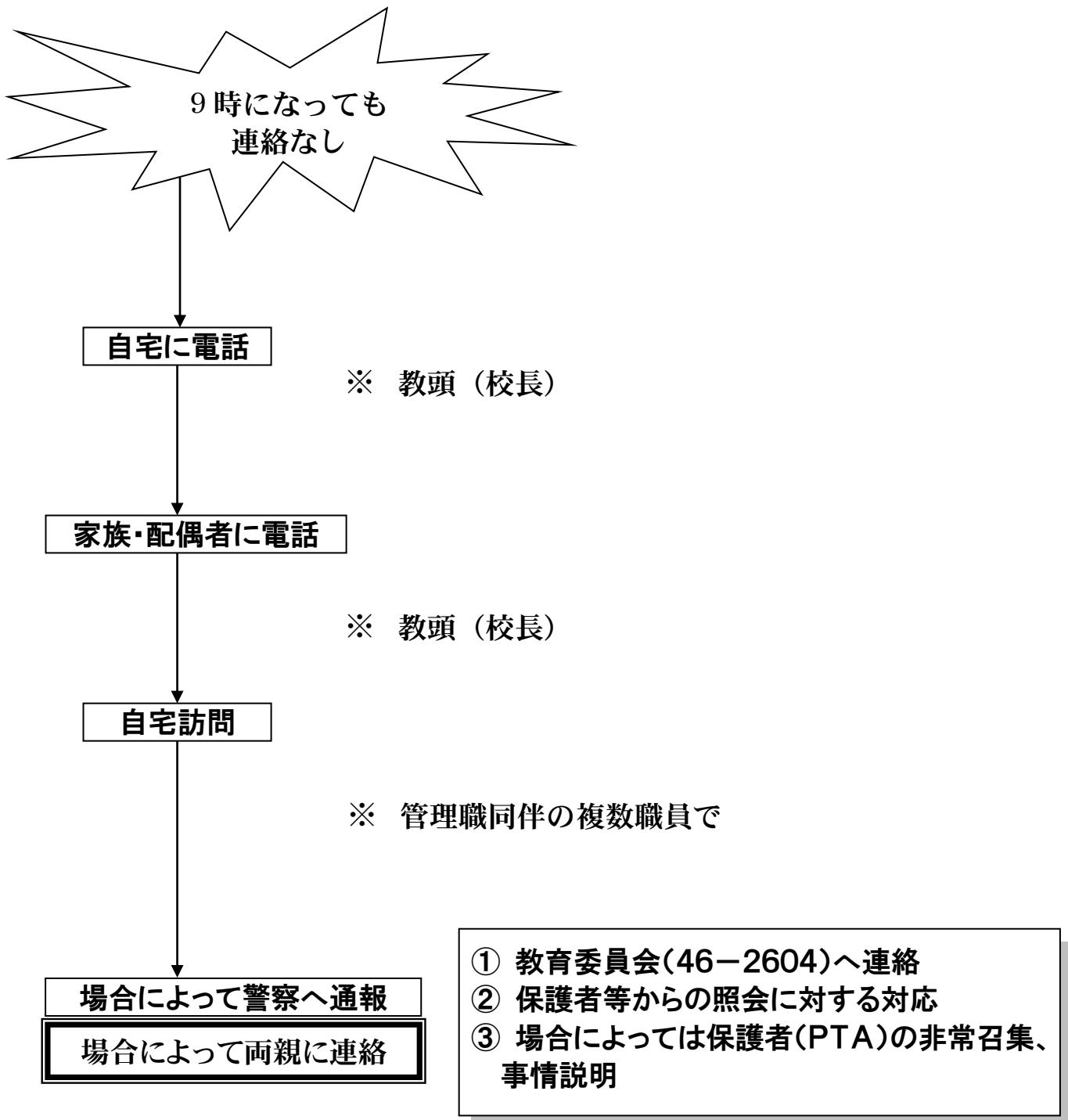
## 《教頭の事故》

- ① 校長は教育委員会へ報告
- ② 校長は発生状況を確認
- ③ 職員に状況の説明と教頭の職務の役割分担の指示
- ④ 保護者等からの照会に対する対応

気仙沼教育事務所 24-2573

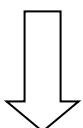
南三陸町教育委員会 46-2604

## 《無断欠勤》



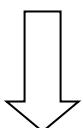
# 事故への対応について

## 事故発生の早急な報告



※ 教頭（校長）へ

## 保護者への連絡



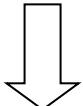
※ 事実を正確に  
※ 学校の対応の説明  
※ 頭部、眼の事故は、必ず病院に受診することを勧める。

※ 受診の結果を確實に聞き取る。

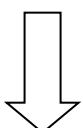
※ 校長（教頭）から

※ 児童の事情聴取は、人権の擁護を優先  
※ 警察の事情聴取への協力

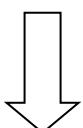
## 教育委員会への連絡



## 事故概要の整理



## 被害者への見舞い



※ 担任、場合によっては、校長（教頭）同伴

※ 誠意を持って対応

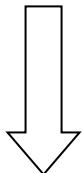
後日、感情的なもつれがないように

## 報道機関の取材に応じられる資料の作成

- ◎ 年間指導計画の遵守
- ◎ 週指導計画の完全作成
- ◎ 事前の周到な準備
- ◎ 詳細な下見の実施と関係者との打合せ
- ◎ 発達段階にあった活動・指導
- ◎ 日常の徹底した安全点検と安全指導

# 被害者及び保護者への対応について

## 保護者への連絡



- ※ 電話でまず連絡し、家庭（病院）に出向く
- ※ 複数で応対する  
関係職員、担任、生徒指導主任、校長（教頭）等

## 保護者への説明

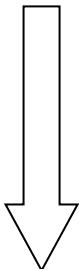
- ※ 事実を正確に伝える
- ※ 学校の対応の説明
- ※ 謝罪すべきところは誠実に謝罪
- ※ 保護者の言い分はよく聞く、保護者の不満については校長（教頭）とともに対応
- ※ 保護者の要望には速やかに対応
- ※ 健康センター給付金の説明は、状況に応じて
- ※ 欠席のために学習に支障がある場合は、適切な方策を採る
- ※ 状況によっては、何度も家庭訪問や見舞いを繰り返し、誠意を示す
- ※ 時間を追って、事故のてん末・処理概要等の記録をとる

### 《さらに、いじめ・校内暴力の場合》

- ※ 今後の対応について、誠意を持って説明
- ※ 程度によっては警察への被害届の提出、判断は保護者
- ※ 当事者間や保護者の感情のもつれに、最大限の配慮

# 加害者及び保護者への対応について

## 保護者への連絡



- ※ 電話でまず連絡し、家庭に出向く  
(または学校に来てもらう)
- ※ 複数で応対する  
関係職員、担任、生徒指導主任、校長（教頭）等

## 保護者への説明

- ※ 事実を正確に伝える
- ※ 学校の対応の説明
- ※ 学校が謝罪すべきところは誠実に謝罪
- ※ 保護者の言い分はよく聞き、保護者の不満については校長（教頭）とともに対応
- ※ 保護者の要望には速やかに対応
- ※ 被害者及びその保護者に謝罪するよう示唆
- ※ 時間を追って、事故のてん末・処理概要等の記録を取る
- ※ 健康センター給付金の説明は、状況に応じて
- ※ 金銭に関わることは、経緯を把握しつつも当事者同士に任せること

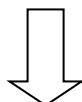
## 《さらに、いじめ・校内暴力の場合》

- ※ 加害者には、厳しい態度とともに温かい励ましの継続的な指導を続ける
- ※ 当事者間や保護者の感情のもつれに、最大限の配慮
- ※ 保護能力に問題があるときは、関係機関と連携した指導

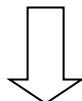
# 「いじめ」への対応について

## 《 いじめられる子へ 》

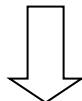
つらい気持ちの共感的理



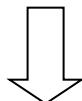
いじめられる原因の模索とその解消



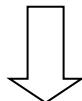
得意なものを身に付け自信を持たせる



友人関係を大切にする



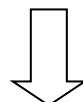
正当な自己主張のスキルを身に付けさせる



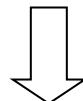
親の養育態度の改善

## 《 いじめる子へ 》

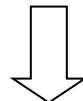
いじめの事実の確認



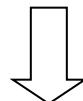
いじめ行為の背景を探る



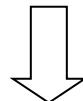
欲求不満や将来の希望を聞く



いじめのエネルギーの善用を図る



いじめは絶対にいけないと分からせる



友達との望ましい接し方を指導する

- ◎ 問題の重大性をしっかりと認識する
- ◎ 実態や原因について正しい理解を持つ
- ◎ 早期発見と早期解決に努める
- ◎ 大人側の連携・協力を図る
- ◎ 子供との心の交流をしっかりと図る
- ◎ 個別指導と集団指導を並行して進める
- ◎ 望ましい人間関係の在り方を指導する

# 「不登校」への対応について

## 前兆の発見

### 〈学校で〉

- ・休み時間に教室で一人で過ごすことが多くなる
- ・体調の不調を訴えて、保健室の利用が多くなる
- ・休みの翌日や学校行事の日などに限って休みが多くなる
- ・遅刻や早退が多くなり、理由も明確でない
- ・給食の好き嫌いが激しくなったり、残食が多くなったりする
- ・その他

### 〈家庭で〉

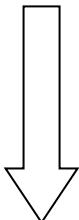
- ・朝、ぐずぐずした態度で、起きてこないことが多くなる
- ・朝食を取ろうとせず、身支度にも手間取ることが多くなる
- ・体調の不調を訴えて、登校を渋ることが多くなる
- ・休みの翌日や学校行事の日などに限って登校を渋ることが多くなる
- ・買い物など、外出を嫌がることが多くなる
- ・友達との交際を嫌うようになる
- ・その他

## 報告と相談

- ◎子供との心の交流をしっかりと図る
- ◎早期発見に努める
- ◎問題の重大性をしっかりと認識する
- ◎家庭との連絡を取り合う
- ◎校内組織による援助を受ける
- ◎専門機関との連携・協力を図る

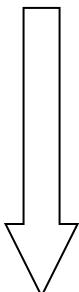
# 来校した保護者への対応について

お忙しいところご来校いただきましてありがとうございました



- ※ 親がどんな気持ちで来たか考え、傾聴の姿勢を貫く
- ※ 「よく来てくれました」「どんなお話でしょう」と、相手に対する敬意を示し、心理的な距離を埋める

口でごまかさない



- ※ 隠さない、口でごまかさない
- ※ 相手の話をよく聞く
- ※ 客観的事実を明らかにして、共に対策を考える
- ※ 謝罪すべきところは誠実に謝罪
- ※ 安易な結論は出さない

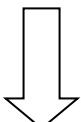
これからもよろしくお願ひします

- ※ 「よく分かりました」「今後はこうしましょう」「これからも連絡をお願いします」
- ※ 両者の協調的な関係を保つ言葉で区切りをつける

- ◎ 学校経営方針や指導方法に保護者が理解を示しているか
- ◎ 学級にまとまりがなく、児童間の対立、いら立ちが日常的にならないか
- ◎ 授業中、私語が多く、それを防止できているか
- ◎ しつけが行き届かず、担任の配慮不足が毎日のようにないか
- ◎ 学習進度の遅れが歴然としていないか
- ◎ 教室が乱雑で、古い掲示物をいつまでも貼っていないか
- ◎ 担任の言葉遣い、服装などに親子が批判的でないか
- ◎ 親子や同僚からの苦情に対し、素直に答えようとしているか

# 報道機関への対応について

## 報道機関からの問い合わせ



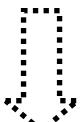
- ※ 対応は、原則として教頭が当たる

## 教頭へ連絡



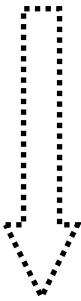
- ※ 推測で話をしない
- ※ 事実確認をし、教育委員会の指示があるまでは取材に応じない
- ※ 電話取材には、原則として応じない
- ※ 取材には、名刺等で報道機関名、氏名を確認してから応じる

## 教育委員会と事前協議



- ※ 日時・場所・会見内容の事前協議

## 記者会見



- ※ 事実を正確に
- ※ 学校の対応の説明
- ※ 出席者は、校長、教頭
- ※ 事故発生時は、確認した事実のみとし、原因などの詳細については触れない

## 取材攻勢

- ※ 対応は、原則として教頭が当たる
- ※ 教育活動に影響がある場合は、取材規制をする  
(取材に日時・場所・時間・校内への立ち入り等)

# 学校に留め置いた場合の対応について

## 《 在校中の大災害等の時 》

### 保護者から連絡

- ①「子供だけで下校させるのは危険ですので学校でお預かりしています。」
- ②「4月に登録していただいた引き取り者の方が学校においていただいたら下校させます。」
- ③「学校にいらっしゃる方が登録している以外の方ですので、どのようなお方でしょうか。」

※ 待機場所は体育館（被害のない場所）とする

※ 担任は常駐する

### 引取り者が来校

- ① 7年部職員が対応する
- ② 7年部職員が児童を迎えに行く
- ③ 7年部職員が担任と替わってその学級を監督する
- ④ 担任が児童を連れて行く
- ⑤ 担任は引取り者を確認する
- ⑥ 担任は引取り者に児童を引き渡す
- ⑦ 担任は待機場所に戻り7年部職員と替わる

### 引き渡す